

令和4年度「障害学生支援理解・啓発セミナー」実施要項

1. 目的

「改正障害者差別解消法」が令和3年6月に公布され、同法施行後は全ての大学等において、合理的配慮の提供が義務化されるため、障害のある学生を支援するための体制を整えていただく必要がある。

そうした背景を踏まえ、日本学生支援機構では、障害のある学生が在籍しない学校や、障害学生支援を初めて担当する教職員、管理者を対象としたセミナーを実施し、障害学生支援の底上げを図る。

2. 主催

独立行政法人 日本学生支援機構

3. 協力

文部科学省

※ 配信方法

YouTube「JASSO 学生生活支援事業 channel」にてオンデマンド配信いたします。

配信 URL:

https://www.youtube.com/playlist?list=PL7Lk55IIwveley9UryKoD_nVjyeMNQxyP

※ 配付資料は JASSO ウェブサイトからダウンロードできます。

※ 配信コンテンツは字幕付与しております。

※ どなたでも無料でご視聴いただけます。(一般公開)

4. 配信期間(予定)

令和4年12月23日(金曜日)から令和5年3月31日(金曜日)まで

5. プログラム

(1) 日本学生支援機構 主催者挨拶

(2) 文部科学省 行政説明

「高等教育段階での障害のある学生支援について」

(3) 日本学生支援機構 学生生活部 事業概要説明

(4) 基調講演

「改正障害者差別解消法施行による私立大学における合理的配慮提供義務化に向けて」

船越 高樹 氏(国立高等専門学校機構 本部 特命准教授/学生参事補

／障害学生支援スーパーバイザー

／日本学生支援機構 客員研究員)

(5) 事例紹介①

「東海学院大学における障害等のある学生の支援体制の構築の紹介」

池田 敦子 氏(東海学院大学 人間関係学部子ども発達学科 客員教授)

(6) 事例紹介②

「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における障がい学生支援体制構築の取り組み」

劔物 和弘 氏(兵庫大学・兵庫大学短期大学部 障がい学生支援オフィス 主査)

(7) 事例紹介③

「奈良佐保短期大学における障害学生支援の現状と事例紹介について」

高屋 有加 氏(奈良佐保短期大学 障害学生修学支援センター 副センター長)

6. 本件問合せ先

独立行政法人 日本学生支援機構 学生生活部 障害学生支援課 障害学生支援計画係

電話:03-5520-6173 FAX:03-5520-6051

E-mail:tokubetsushien【@】jasso.go.jp

※ E-mail を送信する際は@の前後の【】をはずしたメールアドレスに送信してください。